

## エムウェーブスケートクラブ細則 改訂

(会員の種別・職名)

第1条 会員の種別および職名は、次のとおりとする。

種 別	職 名	備 考
特別会員	名 誉 会 長	
	名 誉 副 会 長	
	顧 問	
正 会 員	理 事	
会 員	<b>選 手 会 員</b>	
	保 護 者 会 員	
賛助会員	個 人 会 員	
	法 人 会 員	

(入会)

第2条 本クラブに入会するものは、所定の入会申込書により手続きを行い、理事会の承認を得て会員になる。

2 本クラブの会員の資格は、他に譲渡できない。

(変更の届け)

第3条 **正会員、会員で、以下の内容に変更がある場合は、速やかに事務局に届けをすること。**

**(1) 住所、電話番号等の連絡先**

**(2) 職場、学校等の所属先**

(会員資格の喪失)

第4条 本クラブの会員の資格は、脱退、除名、死亡によって喪失する。

2 会員が本クラブを脱退する場合には、書面をもって会長に届けるものとする。

(除名)

第5条 本クラブの会員が、次の事項に該当する場合は、理事会の決議を経て除名する。

(1) 6ヶ月以上にわたり、本クラブに対する諸支払いを滞納したとき。

(2) 本クラブの名誉を著しく毀損したとき。

(休会)

第6条 本クラブの会員が一時的にクラブの活動を停止する場合には、所定の用紙により休会届けを会長に提出しなければならない。休会の理由によっては理事会の決議を経て会費の免除、または、減額を認めることができる。

(入会金・会費)

第7条 本クラブ会員は、次の会費を納めなければならない。

種別	職名	入会金	年会費
特別会員	特別会員		
正会員	会長		10,000円/年
	副会長・理事長		10,000円/年
	副理事長・理事		10,000円/年
	専任コーチ		10,000円/年
会員	<b>選手会員</b>	5,000円	<b>2,000円/月</b>
	保護者会員		2,000円/年
賛助会員	個人会員(一口)		10,000円
	法人会員(一口)		30,000円

(入会金・会費の不返還)

第8条 一度納入した入会金および会費は、理由の如何を問わず返還しない。

(コーチ委員会の職務)

第9条 コーチ委員会は、専任コーチを持って構成し、次の業務を遂行する。

- (1) トレーニングの方針、計画等の立案
- (2) 用具、備品等の選定
- (3) 規約第3条および第4条を達成するために必要な事項
- (4) 会員の指導にあたる
- (5) 競技会、講習会、研修会等へ参加するときの引率

(事務局の職務)

第10条 事務局は、次の事務を処理する。

- (1) 文章の受発とその整理、保存、破棄
- (2) 諸会議の準備、議事録の整理、作成
- (3) 役員名簿並びに会員名簿の整理、作成
- (4) 予算並びに決算に関する事項
- (5) その他、他の部に属さない事項

(交通費および日当)

第11条 次のとおり交通費および日当を支給する。

- (1) 専任コーチには、陸上並びに氷上トレーニング等の指導をしたときには、一回につき交通費2,000円を支給する。

- (2) 専任コーチには、競技会、講習会、研修会等へ参加するため遠征並びに出張するときには、交通費(実費)と日当 2,000 円を支給する。
- (3) 受給対象者は、所定の支出伺い書に記入の上、事務局に提出し支給を受けるものとする。
- (4) その他については、別途協議の上で決定する。

#### 附 則

第 12 条 本細則は、平成 19 年 8 月 9 日から施行する。  
本細則は、平成 25 年 6 月 15 日から施行する。